

中野区教育委員会会議録 平成24年第1回定例会

○開会日 平成24年1月13日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午前 11時35分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(11名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 山 田 正 興

委 員 高 木 明 郎

○傍聴者数 0人

○議事日程

[協議事項]

- (1) 区立小中学校再編計画の改定について
- (2) 中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針（案）
- (3) 中野区立図書館への指定管理者制度の導入について
- (4) 今後の校外施設のあり方（案）について
- (5) 中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則の一部改正について
- (6) 重度・重複等障害児施策の拡充に関する方針（案）

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 12 / 9 研究発表会（上高田小学校）について
- ・ 12 / 10 第3回中学生「東京駅伝」結団式について
- ・ 12 / 10 学校公開（上高田小学校）について
- ・ 12 / 16 平和の森小学校訪問と児童との対話集会について
- ・ 12 / 23 野方消防少年団クリスマス会について
- ・ 1 / 4 教育委員会仕事初め式について
- ・ 1 / 4 新年賀詞交歓会について
- ・ 1 / 6 映画「風のかたち」上映会について
- ・ 1 / 9 中野区成人のつどいについて
- ・ 1 / 12 東京都医師会学校医委員会について
- ・ 1 / 12 中野駅南口町会新年会について

(2) 事務局報告事項

(なし)

中野区 教育委員会
第 1 回定例会
(平成 2 4 年 1 月 1 3 日)

午前10時01分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日の協議事項に関連して、健康福祉部副参事・学習スポーツ担当、浅川靖さんに出席を求めていますので、ご了承願います。よろしくお願いたします。

山田委員長

日程に入る前に、傍聴の方にお知らせをいたします。

本日の協議事項の2番、「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針(案)」、協議事項の3番、「中野区立図書館への指定管理者制度の導入について」、協議事項の4番、「今後の校外施設のあり方(案)について」、協議事項の6番目、「重度・重複等障害児施策の拡充に関する方針(案)」は、区議会への報告前の案件となりますので、本件に関する配布資料は後ほど回収させていただくことにいたします。何とぞご協力ください。傍聴の皆さんは、退席時に事務局の方へ資料の返却をお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<協議事項>

山田委員長

本日の協議事項の1番目、「区立小中学校再編計画の改定について」は非公開での審議を予定しております。したがって、先に報告事項を行い、次に協議事項の順に進めます。

<報告事項>

山田委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長の報告です。

私のほうから、12月9日の第35回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告い

たします。

12月9日金曜日、研究発表会が上高田小学校で開催され、大島委員、教育長が出席されました。

12月10日土曜日、第3回中学生「東京駅伝」結団式がありまして、高木委員、教育長が出席をされています。

12月16日金曜日、平和の森小学校訪問と児童との対話集会には委員全員が出席をいたしました。

年が明けて1月4日水曜日、教育委員会仕事始め式が開催され、委員全員が出席いたしました。

同日、中野区の新年賀詞交歓会には、私と高木委員、飛鳥馬委員、教育長が出席いたしました。

1月6日金曜日、教育委員会第1回臨時会が開催され、委員全員が出席をいたしました。

1月9日月曜日、成人の日に「中野区成人のつどい」が開催され、私と教育長が出席をいたしました。

私からの報告は以上であります。

各委員から、以上の報告につきまして、補足、質問、ご発言等がありましたらお願いいたします。

私のほうからです。

1月4日の中野区の賀詞交歓会は、初めて会場をサンプラザに移して、また快晴で開催されましたが、多くの参加者が参加され、非常に充実した賀詞交歓会が開催されました。

また、1月9日に開催されました「成人のつどい」は、例年どおりサンプラザを会場に開催されました。今年の成人の日の対象となる成人式を迎えた区内の人たちは約2,500名に及んでおります。当日は多くの出席者の参加があり、また、実行委員会が非常に丁寧な式の運営をされておりました。最初は、会場はざわめいていたのですが、和太鼓が始まりましてしばらくすると、会場もかなり静かになって、厳かな中に式典が開催されました。青年の主張ということで発言された男性2名ですけれども、1人の方は、海外での教育活動のボランティアとしていろいろ活動しているというなかなかすばらしい青年でありました。

実は去年度の中野区の出生数は、まだ全体にまとまったわけではないですけれども、1,600

名程度ということですので、20年間に800名ほどということですから、少子・高齢化の波はかなりのスピードで進んでいるなというふうに思っております。この成人式を迎えた方たちが世に羽ばたいていろいろなところで活躍していただけることを願っております。

昨日、東京都医師会の学校委員会がありまして、その中では、また感染症の話ですけれども、インフルエンザがそろそろ流行しそうであるという点と、麻疹・風疹・混合ワクチンのMRの3期、4期の接種率が東京はまだまだ低いので、何とかこの3月までに接種率を上げようということでありました。9月末までのデータで、東京都はたしか第4期の高校3年生相当が67%、3期の中学1年生相当が84%ということでした。

また、きのうの夜、私が所属しています中野区の南口の町会の新年会がございまして、出席をいたしました。この南口町会ですけれども、会員数は千三百余ということで比較的大きな町会であります。中野区には108の町会があるそうですけれども、その南口町会といえますのは、今、会長が女性なのです。108の町会の中で女性が町会長をやっている町会はまだ十幾つということですので、今後ますます女性の方の社会進出に期待をしたいと思います。

私も、久々に町会の新年会に出ましたけれども、20代、30代の比較的若い方たちも出席していただいている、世代交代が少し進んでいるかなと思います。この中で、中野区が取り組んでいます地域支え合いということで、個人情報保護条例の関係でいろいろ苦慮されたと思うのですけれども、お年寄りの方々が地域でどのぐらい住まわれているかということ町会と地域支え合いが連携をとって、その情報をもとに、町会の皆さんが1件1件訪ねて、その一人一人のお年寄りの状況を尋ねて歩いたということが報告されまして、なかなかすばらしいシステムだなと思いました。これはたしか、12月に読売新聞でしたかに掲載されて、地域の活性化といいますか、地域の連携の大切さを思い知らされたと思っております。これからも恐らくこういった取り組みが各町会で展開されて、地域でのお年寄りを交えた連携が進むことを期待しております。

私から以上であります。

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

12月9日、研究発表会が上高田小で行われたのですが、私は、その翌日、10日の土曜日の午前中、学校公開を見てきました。研究発表会の翌日ということなので授業もかなり充実していて、全般的に子どもたちも落ちついていたと思います。特に6年生の国語の授業

で、教科書のテーマに沿って800字程度の意見文というのを子どもに書かせて、それを発表させて意見をまとめていく。で、意見をまとめたものをまたポストイットみたいなものを張ってフィードバックしていく。「意見文」というのが私もちょっとぴんとこなかったので調べましたら、「何かの問題について自分の考えや根拠を踏まえ、筋道を立てた文章」ということで、自分の考えをきちんと言うという国語教育の中で、最近かなり重視されている部分だと。ちょっと勉強不足だったので反省したのですが、なかなかいい授業でした。

その日の午後は、中学生の東京駅伝の結団式に出席しました。選手候補者が53人ということで、皆さん元気なお子さんなのですが、全員が出場できるわけではないのですね。選考の中で、何人かは残らない。何人かは選手になるけれども補欠ということで、頑張っていたきたいと思います。

あと、12月23日の金曜日に、私が育成会の会長をしている野方消防少年団のクリスマス会に出席してきました。消防少年団というのは消防団のお子様版で、子どもたちが防災活動を含めたいろいろな活動をやっていくということで、その日も、クリスマス会の前はみんなで地域の老人福祉施設に慰問に行ったということです。消防署長さんも出席をして和やかな中で、野方消防署の管内ですから、北のほうの小学校のお子さんが30人ぐらい。中学生も何人かいるのですが、「最近、5、6年生になると、受験等があつてなかなか子どもが集まらないんです」ということをお聞きしました。

あとは委員長の報告と重複しますので、以上でございます。

山田委員長

では、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

平和の森小の子どもとの対話は、授業も見せてもらいましたけれども、いろいろ工夫しておりました。記憶に残っているのは、ちょうど行ったときに、5年生でしょうか、お米をつくって脱穀をしていたのですね。それから、宇宙大豆もつくっているということで、将来的に宇宙大豆でみそをつくりたいとか、お米でおもちをつくりたいとか、そういう楽しみな授業だったのかなと思いました。脱穀していたので、「わらはそのまま捨てちゃうんですか」と言ったら、「はい、捨てます」というから、「じゃあ、わらで縄をつくるのを教えるね」と言って縄のなえ方を実演してきました。

以上です。

山田委員長

では、大島委員、お願いいたします。

大島委員

私は、12月9日午後行われました上高田小学校の研究発表会に行きまいりました。今、高木委員が翌日の公開授業に行かれたというご報告がありました。そのときも国語の授業だったということなのですが、上高田小学校の国語科を中心にした研究で、この日も国語科の授業を各学年やりまして、その後で研究発表、講師の方の講評、ゲストの先生の講演ということなのですが、各授業とも「書く力」をつけるということで、まず、文章を書くための情報収集とか、題材を集めて、それを整理して、それで文章にまとめていくというような作業を学年の段階に応じてやっています、みんなとても熱心に授業に取り組んでいてよかったと思います。

それから、詩人の方の「書くことの喜び」というお話も、詩人の方だけあって、感性がすごく豊かで、詩をつくることについての自分の思いなどを大変ユニークに、また興味深くお話しされていてすごく良かったです。

それと、今、飛鳥馬委員のお話にありましたけれども、12月16日、全員で行きました平和の森小学校の訪問なのですが、児童との対話集会も、児童の方から鋭いかつ素朴な疑問が出て、「教育委員って何をやる仕事ですか」とか、5年生との集会だったのでけれども、「何で対話集会をするのが5年生になったんですか」とか、鋭い質問が出たりして大変楽しかったです。少しでも教育委員会の仕事のPRになるといいなと思いました。

以上です。

山田委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

先週の金曜日、1月6日ですけれども、教育委員会が終わりましたから、午後、学校・地域連携担当の分野と小学校PTA連合会の共催で、ZEROの小ホールで小児がんの子どもたちを扱った「風のかたち」の上映会を行いましたので、あいさつかたがた出席をしました。当初、小P連がPRを相当していただいて、満席ということだったのでけれども、当日は風邪をひいたりというようなお子さんもいらして、空席がちょっと目立っていて残念だったのですが……。ほとんど親子で参加をしてもらっていて、時間も長い映画でちょっとどうかなと思ったのですがけれども、最初から最後まで話し声一つなく、真剣に見入っていて、素晴らしい映画というのは子どもたちにもこういうものを与えるのだなとい

うことを感じました。

その後、映画の中で登場していて残念ながら白血病で亡くなられたお子さんのお父さんがたまたまZEROの指定管理の事業者に勤めていらっしゃる方だったものですから、短い時間ですけれども、そのお父さんと監督の対談ということで映画を補強してもらいました。詳細については申しませんが、多くの親子に見る機会があると本当にいいなというふうに思いました。

以上です。

山田委員長

各委員からの報告につきまして、補足、質問、ご発言等がありましたらお願いいたします。

最後に教育長からお話がありました「風のかたち」の上映会が中野でPTA連合会の主催で行われたことは非常にすばらしいことではないかなと思います。メインでフィルムに出てきますのは、今、聖路加の副院長をされている小児科の先生なのですが、各企業からの協賛で、北海道滝川市に子どもたちの宿泊施設を建設して、それを今度運営していかなければいけないということで、2月18日もそのボランティアを募るチャリティのイベントとしてなかのZEROでやるというふうに聞いております。

実は、その「風のかたち」は、小児がんに侵されていたり、重度のいろいろな障害を持った子どもたちが家を離れて自然の中で生活する夏の合宿のことを10年間ずっと撮り続けたフィルムなのですが、もっと具現化するように、今度は北海道という地でそういった施設をつくって、春と秋ぐらいに、それこそ航空会社の協賛も得てやるという壮大な計画でして、この間、やっと滝川に土地が購入できたというご報告を受けました。これからそういった子どもたちに対して支援が広がればいいかなというふうに思っております。2月18日にそういった企画がされているということですので、また皆さん、中野だけでなくいろいろな方たちが集まっていればいいかなと思っております。

きのう、東京都医師会の学校医委員会のところ、「教育新聞」で取り上げられた中で、指導室長にちょっとお伺いしたいのですが、今度の学習指導要領で武道、いわゆる柔道が実施されるに当たって、柔道というのは格闘技なので事故が増えるのではないかという危惧がされていると新聞には書かれているのですね。私も学校医をやっている中で、今の子どもたちは、でんぐり返し一つにしても、受け身的なことが余りうまくないということが、僕は、武道を取り入れるのは、一つには礼節ということ、もう一つは、柔軟

性といいますか、そちらがメインなのだろうと思いますけれども、一般的な人は、柔道といいますと試合のことを思い浮かべてしまう。その辺で指導体制はどのようになっているか、指導室長にちょっとコメントをいただければと思います。

指導室長

おっしゃるように、まず、礼節のこと、日本の伝統文化ということがありますけれども、いわゆる皆さんがイメージしているような乱取りをすとかということはずありません。今お話のあった、受け身を練習すとか、基本の形を練習します。ただ、投げ技だとかそういうものも練習はしますけれども、いわゆる試合形式でやるということはほとんど考えられません。ただ、けがということはいろいろ危惧されていて、実は一番多いのは、畳にひっかかって足の指を折るということがあります。ただ、最近はきちんと畳を固定する仕組みができていますので、そういうこともなくなっているというふうに聞いています。

山田委員長

ありがとうございました。

飛鳥馬委員

今に関連していいですか。

柔道が教育課程の中に入ってきたということで、マスコミ等がいろいろ言われているわけですが。指導室を中心に、教育委員会、東京都も研修をやったりいろいろ工夫されていると思うのですが、それでも事故というのは起こるだろうと思うのです。起こった場合に学校としてどういう体制をとれるかというぐらいは検討しておかなければいけないだろうと。例えば、頭を打ってしまったときに、養護の先生がすぐ駆けつけられるとか、校医の先生か近くの先生のところと連絡がとれているとか、きちんと診てもらえる、救急車でどうかというのものもあるのだけれども、その辺のところまで考えておかないと、打ってしまっただけでどうしようかということになると心配なので、ちょっと考えたほうがいいのかなというふうには思っています。

山田委員長

学校医を推薦している母体である医師会としても、緊急対応についてはそういった協議を進めて、なるだけそごがないように緊急体制をきちんと整備しなければいけないかなと思っております。また、整形外科分科部会というものもあるので、そちらの先生との連携も必要かなというふうに思っております。

ほかにご意見よろしいでしょうか。

<事務局報告事項>

山田委員長

では、ご発言がないようであれば、事務局の報告に移ります。

事務局からの報告事項はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

<協議事項>

山田委員長

それでは、協議事項に移ります。

本日の協議事項の1番目、「区立小中学校再編計画の改定について」は非公開での審議を予定しております。したがって、先に協議事項の2番から6番目について協議を行った後、最後に協議事項の1番目について協議することといたします。

それでは、協議事項の2番目、「中野区立小中学校における特別支援教育推進」のための方針(案)」ですが、これにつきましては、協議事項6番目、「重度重複等障害児施策の拡充に関する方針(案)」と関連する内容ですので、一括して説明を受け、協議を行いたいと思います。

それでは、事務局から順番に説明をお願いいたします。

副参事(学校教育担当)

10月21日にもご協議いただきました特別支援教育推進の考え方につきまして、その後、説明会等を開催しまして、保護者の皆さん、地域の皆さん、学校等からもご意見、要望をいただきました。いただいたご意見、要望を踏まえて、それを受けた形で必要な修正とか加筆等を行って、今回、「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針(案)」ということでまとめましたので、ご協議をお願いしたいというふうに考えております。

では、お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

1枚目が、この間の説明会等の開催状況と主な意見・要望をまとめたものでございます。私のほうからは、説明会の開催状況の概要と「特別支援教育推進のための考え方」にかかわる部分のみご説明をさせていただきます。

お手元の資料の1「説明会開催状況」でございます。こちらにお示ししましたとおり、12の団体に説明をしてまいりました。開催日、参加人数などは、ご覧いただけましたらというふうに思っております。療育センターアポロ園の保護者の皆さんには、なかなか出席が難しかったということもございますので、資料等をすべて配付しております。あと、こ

のほか、この「考え方」の中で平成25年度末をもって廃止を予定している緑野小学校の肢体不自由学級の保護者の皆さんたちについては、個別の説明とか相談を行ってきたということでございます。

今後の予定としましては、こちらにお示ししました四つの団体にまたご説明等をしていくということで考えております。

資料の2「主な意見・要望の概要」でございます。説明会で出された要望等を、同じ趣旨のもの等は集約するという形で整理をさせていただいております。「特別支援教育推進のための考え方(案)」についての意見は、①肢体不自由学級の廃止について、②知的障害の固定学級の新設について、③特別支援教室・巡回指導について、④その他ということで、出された意見を整理してまとめております。

こちらの意見を踏まえまして修正した箇所というのが、3の(1)でございます。①から⑤について、概要版、それから本編について修正をいたしました。①は、タイトルでございます。広い、抽象的なイメージがちょっとありましたので、「中野区立小中学校における」ということを明確にして、あと、「方針」という形にいたしました。

②が、説明会を通しながら、「特別支援学級、特別支援教育のイメージがなかなかしにくい」ということでご質問等を受けましたので、本編、それから概要版の中に「特別支援学級とは」という説明を加えました。それから、本編のほうには、最後のページになるのですけれども、特別支援学級の対象になるお子さんたちも記すという形をとりました。

それから、③「重度・重複障害」の用語の定義についてです。10月にこちらでご協議いただいた際にもご意見をいただいたのですけれども、未整理の状態で行ったので、今回整理をいたしました。定義につきましては、概要版の裏面の用語の説明の「※2」というところでお示ししました。重度・重複障害の施策のほうもあわせて用語を整理しております。ここで、「重度・重複障害」というふうに使っているものにつきましては、大島分類によると、重度の身体障害と重度の知的障害をあわせ持つ状態を示すということで用語を使っていくということで整理をいたしました。これに伴いまして、特別支援教育推進については、「重度・重複障害」の言葉と別で、「重度障害」「重度身体障害」「重度知的障害」という言葉も加筆いたしました。

それから、都立永福学園の名称等というのを整理させていただいております。

それから、⑤として、特別支援教室と巡回指導について東京都のほうで28年度から実施するというような考え方も示されましたので、それにあわせて取り組みということを加筆

しております。

本編の部分で特に加筆をしておりますのが6 ページ目の⑤の部分でございます。

主な修正・補強の内容については以上でございます。

今後ですけれども、本日ご協議いただいた内容を踏まえまして、さらに修正等を加えまして1月中旬に方針として決定して、議会等にご報告していくということを予定しております。

私からのご説明は以上でございます。

山田委員長

では、続きまして、「重度・重複等障害児施策の拡充に関する方針(案)」についてお願いいたします。

副参事(特別支援教育等連携担当)

私から、「重度・重複障害児にかかる施策の拡充に関する考え方(案)」につきまして、団体への説明、また教育委員会での協議を受けまして、改めて「重度・重複等障害児施策の拡充に関する方針」という形にいたしましたので、ご説明させていただきます。

説明会の開催状況は、今、学校教育担当のほうからあったとおりでございます。すべて同行して同じ場で説明してまいりました。

いただきました意見につきましては(2)にまとめてございます。主な意見は3点でございました。「重度・重複と医療的ケア等の必要な児童が少数のために交流範囲が狭められることが心配である」、また、「3施設展開になりますが、保護者の選択の余地を持たせてほしい」、それから「重度・重複障害の概念がわかりにくく、肢体不自由児はどの施設を利用するのかわかりにくいため説明が必要」というのがいただいた主な意見でございました。

これにつきまして、その下の3の(2)でございますけれども、4点の変更・修正等を行いました。まず、タイトルについて変更いたしております、「重度・重複等障害児施策の拡充に関する方針」といたしました。従来は、「重度・重複障害」のみのタイトルでございましたけれども、少し膨らみを持たせまして、「障害児」という言葉を加えまして方針といたしました。それから、全体の構成も少し整理いたしました。それから、要望・意見が出ました各施設の利用対象児童の居住地、障害等の状況等につきましては、今後、利用者の意見等も踏まえて検討していくという文言をつけ加えてございます。それから、「重度・重複障害」の用語の定義については、学校教育担当から説明させていただいたとおり

でございます。それから、対象者が少数であるため孤立する不安というようなものにつきましては、新しい方針の3ページでございますけれども、施設間の連携、地域内での交流など積極的に行うこと、また、障害者への理解促進、ノーマライゼーションの促進に資する事業展開を行っていくという文言をつけ加えております。

その他は、従来の（案）と大きく変わってございません。あと、用語解説を5ページに改めてつけさせていただいております。

以上でございます。

山田委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

最初のほうの1枚目の「今後の予定」のところに、今後の予定を説明をするという意味なのかなと思いますが、三つ目に「都立中野特別支援学校保護者」というふうに書いてあるのですが、これはどんな保護者なののでしょうか。説明会の日時は未定ですけれども、どんな方を対象にした説明なのでしょうかということをお知らせください。

副参事（学校教育担当）

こちらの都立中野特別支援学校に中野区から通っている保護者の方を対象にご説明をする予定にしております。日程についてはまだ調整中でございます。

高木委員

資料の各団体から出た意見や要望なのですが、裏面のところで、例えば「肢体不自由学級と都立肢体不自由学校の対象者や整備基準などの違いについて、今回の説明で初めて理解した」。非常にまずいことですよね。障害があるお子さんの保護者の方に、どういう学校がいいのかというのを中野区として説明していく中で、小学校ないしは中学校ということと特別支援学校の校称の違いというのをきちんと説明していかないといけなかった、あるいは今後もしていかないといけないと思います。

また、「特別支援教室・巡回指導について」の中で、「特別支援学級と特別支援教室の違いやそれぞれの対象児童など具体的なイメージがわからない」ですとか、保護者や児童が同意しない場合どうなるのか。私もこの点はまだちょっと得心がいかないというか、よくわからない。今回の「特別支援教育推進のための方針」というのを見ても、正直に申し上げて、ここら辺はまだよくわからないのです。国の方針や都の方針としては出ていると思うのですけれども、そこを都が出るまで待つのではなくて、中野区としてどうしていくの

かということをやっていないとこういう結果になってしまうと思うのです。現状で「特別支援教育推進のための方針」に反対というわけではないのですが、これをそのまま区民の方に示すと、特に障害を持っている子どもの保護者でも、多分、何かちょっとよくわからないというイメージになると思うのです。そうすると、そういったことに直接関係のない保護者の方だとちんぷんかんぷんだと思うのですね。ですから、ここを今後早い時期にもうちょっと具体的に詰めていかないといけないかなと。全体の方針というか国の動きを伝えるというのはこれで十分だと思うのです。ただ、それでは具体的に中野区はどのようにするのかというのは、例えば、もう動き出している特別支援学級の設置とか、そこはこのとおりの告知でいいと思うのですけれども、全体的な、特別支援教育を推進するに当たって教育委員会としてはこういうふうに考えていますよ、こういうふうにやりますよという部分が、ちょっと濃い、薄い大きい。もちろん、特別支援教室をどういうふうにやっていくかはすごく難しいところなので、現状ここまでしかできないのは仕方がないと思うのです。ただ、小・中学校のアンケートでいうと、特別支援教育についての理解が進んでいるかという、毎年、毎年、一番低いので、大変かもしれませんが、こういうところはつぶしていかないと、そこら辺は区民の方の理解がなかなか進んでいかないのだと思います。

あと、アンケートは、「意見・要望」の中にもありますように、本来的に言うと、在籍している子どもが卒業する年をもって廃止というのが私学でも基本ですので、特別支援の肢体不自由学級は現状の形での運営がなかなか難しい。永福学園ができたことによってそちらに行っていただくのが、地理的な問題等はあるとしてもケアとしてはいいのではないかということについては私も賛成なのですけれども、在学期間中に異動していただくというのは非常に異例なことなので、ここについては十分にご説明して、お願いして、ご理解をいただくようにぜひよろしくお願ひします。

副参事（学校教育担当）

高木委員からいただいた前半の部分なのですけれども、今回説明をさせていただいて、ご理解をいただくために、いろいろな機会を設けながら、特別支援教育のこと、障害のことというのを地域の皆さんにご説明していったり、意見交換等をしていく機会が必要ということを改めて感じたところがございます。PTA等での勉強会等も企画したりということと今後進めていけるというふうに思っておりますので、私どもとしても積極的に周知し、ご理解をいただけるようにということで考えております。

あともう1点、巡回指導ですとか特別支援教室の件につきましては、6ページの⑤のと

ころで加筆した部分で、来年度以降、教育委員会事務局内に検討会を設置して、具体的にどうするかということについては早急に具体化し、また、ご協議もいただきながら固めていきたいというふうに考えております。

それから、高木委員からの2点目の、たんぼぼ学級の利用者の方の状況なのですけれども、今ご説明をさせていただいて、ご要望等を細かく伺いながら相談をさせていただいている状況でございます。これから永福学園に実際に行ってみていただいたり、お友達との交流ですとか、そういったことも具体的に経験していただきながら、少し時間をかけて考えていっていただけたらというふうに思っています。私どもとしては、要望等を伺いながら、具体的にどういう対応ができるかということは、永福学園とも協議しながら考えていきたいというふうに考えております。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

大島委員

特別支援教育、それから重度・重複の障害児童への教育ということでは、いろいろな学校とか、いろいろな学級とか、巡回指導とか、いろいろな施策と施設があると思うのですけれども、私の勉強不足という点もちょっとあるのですが、すっきりと体系立ててわかっていないのです。区民の方などもそういう方が多いかと思うのです。例えば、自分の子どもに何か障害がある、だけれども、こういう場合にどういう教育を受けられるのかというようなことがぴんとこない。それで、フローチャートみたいなものをつくってもらえないかなと私は思うのです。例えば、こういう場合にはこういう学校があるとか、こういう場合にはこういう選択肢があるとか、自分の子どもが当てはまるところをたどっていくと、こういう学校というのがあるのだとか、そういうふうに整理していただけると、私の勉強の一助にもなり、区民の方のご理解のためにもそういうものを皆さんに見ていただけるようにするというのはいいのではないかなと思うのですけれども、どんなものでしょうか。そういうのをつくるというのは難しいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

大島委員おっしゃるように、きれいなフローチャートにできるかどうかというのは難しい面もあり、検討も必要かと思うのです。今回は、資料の中に「特別支援学級の対象」という表だけ載せさせていただいたのですけれども、もうちょっとわかりやすい形で区民の方にご理解いただけるものをつくっていかないといけないということは今回説明をしなが

ら思っていたところですので、検討はさせていただきたいというふうに思います。

教育長

大島委員の「なかなかご理解がいただきにくい」というのは、一般区民の方の素直な今の状況だとは思うのですが、8ページの表を見ていただいても、お一人お一人の障害の状況というのは、言葉で定義しにくいところがあったり、今の就学支援体制では、保護者やご本人のご意向で進学先を決めていくというような状況もありまして、フローチャートでたどっていくというようなことが示しにくいかなというふうに思うのですが、今、学校教育担当がお話ししましたように、少なくとも8ページの表は一般の方がご理解いただける状況ではないので、一般向けに説明ができるようなものは何らか今後検討させていただきたいというふうに思います。

飛鳥馬委員

重度・重複のほうですが、1ページ目の(1)「発達障害の傾向がある児数の著しい増加とサービス供給量について」の説明の最後のほうに、児童デイサービスに待機が発生していると。だから、これを解消するということになるかと思うのですが、それが1点です。

もう一つは、保育園への巡回訪問指導が十分に提供できていない状況が出ているということ。裏側の2ページの下のほうに図がありまして、左が「現行」で右が「改正後」と書いてあります。例えば児童デイサービスのところでいうと、一番右の改正後のところに「新規 放課後等児童デイサービス」と書いてあるのですが、これは今までの左側にも「デイサービス」があるのですが、新規にまた「放課後」を加えるというような意味でよろしいのかどうか。それから、その下の「保育所等訪問支援」というところも、保育園に支援に行くときに、これは保育士さんに支援するのか、子どもなのか、親なのか、どういう支援になるのか。

その2点をちょっとお伺いします。

副参事（特別支援教育等連携担当）

児童デイサービスにつきましては、委員おっしゃられたように、現行では自立支援法の中で「児童デイサービス」という言い方をしておりますが、新しい児童福祉法では、児童発達支援というもののの中に通所療育事業として含まれます。そして、新たに「放課後等児童デイサービス」というものが新設されるということでございます。

それからもう1点、保育所等訪問支援につきましては、現在、中野区では独自事業としてやっております。各園の対象児が大変増えてきて、1学期1回の訪問では対応がちょっ

と難しいという状況が起きておりますが、現在やっているやり方は、保育士さんに専門の職員が助言しております。ところが、今度の法改正の中では、児童への直接の指導ということも含むというふうに準備されているところです。

山田委員長

私からですけれども、この2点は非常に大きな改正が国であるということと、中野区では、たんぼぼ学級を廃止するという大きな流れが出ているのだと思うのです。いわゆる特別支援という非常に大きな枠の中の一つが重度・重複だというふうな理解でよろしいのではないかなと思うのです。それと、国から出てきている法律の問題ということが絡んで非常に難しくなっていることは事実だと思うのです。恐らく、広い意味で特別支援に関係するお子様はこれからも増えてくるだろうということと、重度・重複というのは、本来は施設入所がよろしいのではないかなと思うのですけれども、その施設がほとんど満杯であるという状況がある。そういった中で、重度・重複で病院から退院を余儀なくされた子どもたちは今家庭で養育されているけれども、その保護者の方たちはほとんど24時間つきっきりでお休みもとれないということで、通所サービスの充実が必要であるというふうの流れで来ているのではないかなと思います。そのサービスは、東京に限らずどの地方も圧倒的に少ないのです。だから、これは中野区だけで全部完結するのは非常に難しいということがあります。

ただ、その施設利用という形で、通所施設を中野区が何とか開設しようという動きはすごく大きいと思うのですが、重度・重複障害は、何回も発言しましたけれども、医療的ニーズが非常に高いのです。たんの吸引を一たん間違ったら、その時点で呼吸が停止するかもしれない。そういうことを踏まえれば、医療的ケアが必要だ、非常にハイレベルな医療が必要だという方もその障害の方たちの中にはいらっしゃるもので、ぜひ医療的なことも中に組み入れていかないとなかなか難しい。それこそ、お母さんたちが安心して預けられるという安心・安全が一番大切なので、その点はぜひ……。この素案は非常によくできていると思いますけれども、重度・重複障害の施設については、そういった視点を組み入れて、区民のニーズに合わせてやっていただきたい。

それから、中野区は、特別支援教育に対しての巡回サービスは非常にたけたやり方をしているのですが、いかんせん、児童数が増えてしまっていて、保育所まで回っていかない状態だと思うのです。でも、小1ギャップの解消のためには、就学前のところを厚くしなければいけないという考え方でこの巡回サービスの充実などがうたわれていると思うので、

この辺は十分に期待したいと思います。

もう一つは、「特別支援教室」と言った瞬間に、この中でも議論が出ましたけれども、頭の中では教室ありきになってしまって、それがわかりにくい。その辺を区民の方たちに丁寧にお話ししないとなかなか理解が得られないのかなと思っております。もう一度その辺を組み入れてご説明いただければありがたいかなというふうに思います。

ほかに。

高木委員

今、委員長がおっしゃったことと関連するというか、延長線上なのですが、たんぼぼ学級の廃止跡施設の利用なのです。この表で見ると、知的障害・発達障害のデイサービスということで、小学生、中学生、高校生が対象に入っていて、多分、これは特別支援学級の中等部や高等部も入るのですよね。厳密に言うと、中学生というと特別支援学校の学生は学校種が別なので入らない。今でもケース・バイ・ケースで殺菌したりしながらたんぼぼ学級のところの校舎を使っていますけれども、区分してやっているのです。それが、今の委員長の話を聞くと、現行、たんぼぼ学級に通っているお子さんよりもさらに重篤なお子さんが行くとなると、そこに高校生レベルの体の大きい多動のお子さんが行ったときに大丈夫なのかなというのがすごく心配です。スペース的には広いのですけれども、入口は1個ですから、これを区分していくのはどういうふうにやっていくのですかという質問です。

あと、障害があるということなのですが、例えば、発達障害の場合、必ずしも法令で言うところの障害の認定が受けられないお子さんもいるので、そこまで入るのですかという質問。

ですから、一つは、たんぼぼ学級廃止跡施設の知的発達障害の対象者はどこまでなのか。学校種と、あと、障害の認定のある・なし。あと、重度・重複障害が、委員長が指摘されたように、仮に重篤なお子さんも含められているとして、その接触ですとか感染防止というのはどういうふうにやっていくのですかという質問です。

副参事（特別支援教育等連携担当）

まず、知的障害の小学生から高校生までというところでは、年齢で18歳未満の児童についてはすべて含むという形で考えております。

それから、重い方と、知的障害、発達障害の方たちの接触をどういうふうにとということですが、施設の配置等については、動線、区分け等を含めてこれから検討していきますが、一般の一定の消毒であるとかそういうことは配慮するとしても、それ以上接触が

危険であるというような重篤なお子さんまで対象とできるかどうかということは慎重に検討しないといけないというふうに考えております。

発達障害は、もちろん傾向があるということで、今も療育センターアポロ園などでは言葉のおくれということだけで大勢のお子さんが利用していらっしゃいますので、保護者のお訴えになるお子さんの状況を聞いて、広くとらえております。

高木委員

今のご説明ですと、2ページにある「新規 放課後等児童デイサービス」というのは、必ずしも明確に障害があるということを認定されなくても対象になるということではないのでしょうかという質問が一つ。

二つ目は、そうしますと、たんぼぼ学級廃止跡施設の重度・重複に関してはどれぐらいまで受け入れるのかというのは、まだちょっと幅があるというか、場合によっては、特段に重篤な方は受け入れないということもあるということなのではないのでしょうか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

放課後等児童デイサービスにつきましては、何を実施するかといいますと、学齢期の療育の継続ということでございますので、障害や、発達等に課題があり、療育が必要であるというお子さんについて対応していくということで、手帳ですとか、認定ですとか、そういうことにこだわるものではございません。

それから、受け入れない場合があるのかというご質問です。本来、病院にいるべき方が在宅だということと、一定の状況になったので在宅が可能となった方と、表現の仕方はいろいろあると思いますが、先ほど山田委員長のおっしゃったような、接触さえも避けなければいけないような、完全に無菌状態で見なければ危険であるというようなケースにつきましては、区で行う通所療育、放課後等デイサービスになじむかどうかというところは慎重な検討が必要というふうに考えております。

山田委員長

少し補足しますけれども、いわゆる重度・重複障害、本当に医療ニーズが高いお子さんもいらっしゃることはいらっしゃるのですが、実際に都内のNICUという施設はもう満杯状態が続いているのです。それで、少し落ちついた子はGCUというところに移すのですけれども、そこもいっぱいなのです。それ以上にニーズが高いNICUに明日にでも入りたい方は今たくさんいらっしゃるということで、その以降の施設がなかなかないものですから、どうしても在宅にいかざるを得ない。

もう一つは、お金の問題もあって、医療ということ、普通の方たちも入院ではなくて在宅で見ようという流れは厚労省が打ち出している、その方針は絶対にあるのです。それはあるのだと僕は思います。もちろん、ご家族もご自宅でいろいろ見たいということもあるので、お母さんたちが勉強されて、自宅で人工呼吸器をつけている方はたくさんいらっしゃるのです。そういった方たちに対して手を差し伸べる、レスパイトケアをするという大きな目標ではあると思うので、それはすばらしい考えでありますから、ぜひそのニーズに沿ってやっていただきたいということがあります。

もう一つは、ここには「重度・重複等障害児」となっていますけれども、「児」は必ず「者」に変わっていくわけです。その辺も連携して、その後のことも見ていかざるを得ないと私は思います。実際には、医師会でとったアンケートなどでも、もともと「児」だったけれども、今は「者」になっている方もたくさんいて、何十年もたってご家族がご苦労されている背景もあります。そういったことで、「児」に限らず「者」についても区としてどのようにされるのかは今後検討いただければというふうに思っております。

あと、この発達障害が、もちろん障害者自立支援法の中に組み込まれてくるということですが、これはなかなか難しい話ですよ。 「発達障害」と一言で言いますが、いろいろとスペクトラムがありますので、その辺、今後国のほうの方針が示されると思いますけれども、この辺は十分注意して見ていかなければいけないのかなと思っております。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針（案）」及び「重度・重複等障害児施策の拡充に関する方針（案）」につきましては、本日の協議内容を踏まえて事務局で所要の修正を加えた後で決定をしていただくようお願いいたします。

では、次に進みます。

協議事項3番目、「中野区立図書館への指定管理者制度の導入について」の協議を進めます。

それでは、事務局からのご説明をお願いいたします。

副参事（中央図書館長）

それでは、お手元の資料に基づきまして、「中野区立図書館への指定管理者制度の導入について」、ご説明いたします。

今回、この実施に当たりましての具体的な考え方をまとめましたので、ご協議いただきたいと思います。資料をご覧ください。

まず、1の「導入の目的」についてです。これにつきましては、図書館の利用ニーズの変化などに対応いたしまして、従来の役割である区民の読書支援などのほかに、区民や地域の課題解決に役立つ資料情報の提供や専門的対応ができるという課題解決支援の役割も必要になってまいりました。このため、経費の削減を図りながら、図書館サービスを拡充・向上し、一層の利用者満足度の高い図書館サービスの提供を目指すということを目的といたしております。

次に、2の「指定管理者制度導入による図書館サービスの向上と管理運営の効率化」につきまして、以下、(1)から(5)に示すようなさまざまな図書館サービスの向上が期待できると考えています。

まず、図書館サービスの質的向上につきましては、専門性と経営能力を持った館長の配置や、経験豊富な図書館司書等の確保などが可能になるということでございます。次いで、業務運営の効率化が図れるということでございます。それから、各館の個性づくりと高い専門性の確保ということも可能になると考えております。次に、(4)の開館日の拡大と開館時間の延長につきましては、次のページの表の最低要求水準を上回る企画提案を求めることとします。開館時間の延長につきましては、中央図書館は21時まで、地域図書館は20時までと考えております。それ以外の表の内容につきましてはお読み取りいただきたいと思っております。それから、(5)の安定した図書館管理業務の確保は、従前取り組んでまいったこととありますが、これをさらに充実してまいりたいということとございます。

3「運営方法」につきましてですけれども、中央館と地域館の一定のサービス水準を確保するために、適切な管理運営方法を採用することといたします。

次に、4「選定方法」でございます。指定管理者が持つ創造力や実行力を発揮し、柔軟性に富んだ事業の提案や展開を求めることから、企画提案公募型事業者選定方式、いわゆるプロポーザル方式を採用いたします。

5「指定管理期間」につきましては、図書館業務の継続性や安定性を維持することや、専門性を持った人材の確保などを考慮する必要がございます。それらの点を踏まえまして、指定管理期間は平成25年度からの3年間といたします。

6「指定管理者制度導入に伴う留意点等」としましては、以下、(1)から(4)まで考えております。

(1)、図書館の理念や各種の取組みが継承されサービスが向上するしくみの構築を図ることにつきましては、毎年度、事業計画書の事前審査と実施後の事業報告等に基づい

た評価を行うとともに、指定管理者の創意工夫や効果などを検証するために、外部からの有識者等も交えた検証の仕組みを構築いたします。

(2)、図書館長、司書の要求水準の設定は、経験年数や司書率など一定レベルの水準を維持することといたします。

(3)、区の選書方針等に基づく蔵書構築の検証を行うことにつきましては、区の選書方針などに基づきまして適切な蔵書構築が図られていることを検証していきます。

(4)、指定管理者制度導入後の体制整備をしっかりと行ってまいります。これにつきましては、図書館システムなどの業務は区の役割のため、区職員の配置を必要といたします。そのための体制整備や人材育成を図っていきたいと考えております。

最後に、7として「今後のスケジュール（予定）」をお示ししております。5月に募集要項の公表と受け付けの開始を行っていきたいと考えております。その他につきましては、2月に区議会への議案提案を行います。それから、指定管理の公募を受けた後、結果によりまして内容等の修正が発生することが想定されますので、これは10月に再度区議会へ議案提案をいたします。その他はスケジュールのとおり進めてまいりますので、お読み取りいただきたいと思っております。

なお、利用状況について参考資料を添付いたしておりますので、ご参考にしていただければと思います。

私からの説明は以上です。

山田委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

きょうの議題は指定管理者の導入ということですがけれども、図書館をどんなふうにしていくかということが大きな課題ではあると思うので、今までもいろいろ議論したことがありますが、新聞で見たのですけれども、杉並で図書館を利用して不登校の子どもたちがそこに通ってくるというニュースを見ました。要するに、杉並区の説明だと、不登校の子どもたちの、社会との交流の窓口として利用すると。その利用の仕方はどうか、先生方がついてくるのか、そこに子どもが直接行くのかとか、新聞では細かいことはわからなかったのですけれども、隣の区ですので、ちょっと聞けばわかるのだらうと思っています。私はまだ調べていないのですけれども。

そういうことを考えると、図書館に資料を置いておいて見に来てもらう、あるいは、今

までは、さらに来てもらうときに、「〇〇特別展」のように本を展示して企画展みたいなものをやるということから、例えば、今までも子どもに対して読み聞かせというのをやっていると思うのですけれども、人形劇もやってみるとか、子どもたちが興味を持って親と来てくださるようなことを図書館で企画してやって、図書も読んでもらいたい。高齢者で言えば、趣味の会みたいなものをそこでやってしまう。書の入門とか、絵手紙入門とか、図書館でやってしまう。そして、それをつなげて図書を紹介する。やってもらうときに、なかの生涯学習大学にそういうものにたけている人もいると思うので、企画も頼んで指導もしていただく。そういうふうに、ただ図書を借りに来るとか、展示を見に来るだけではなくて、参加型というか、そこに行って何かやれるというふうにはできないかなど。思いつきですけれども。何かの参考になればと思ってお話ししてみました。返事は要りません。

山田委員長

ほかにご質問、ご発言はございますか。

高木委員

参考資料のところで、区分が「一般」「児童」「合計」とありますが、この「児童」というのは小学生だけですか。それとも、「児童・生徒」で中学生も入っているという理解でよろしいのでしょうか。というのは、冬休みというか、この年末年始、子どもの課題図書を探しに江古田図書館に行く機会があったのです。我々も学校訪問をしているときに図書館を見る機会が多いので、区立の学校は図書室がかなり充実しているなという印象を持っているのです。地域館も充実していないわけではないのですが、中学生が利用した場合に、学校の図書室以上に利用するような本があるかという、ちょっとないかなど。もちろん、ヤングアダルトとか中学生向けではなくて、もうちょっと本を読みたい子には大人向けの本はたくさんあるので、そここのところの展開をもうちょっとうまくすると利用率が増えるのかなど。ちょっと別な話なのですが。

指定管理者制度の導入については私は賛成ですが、そここのところの質問は、単純に、『生徒』は入るのですか、入らないのですか」だけです。

副参事（中央図書館長）

ここは中学生も含んでございます。

大島委員

機器のリースのことなのですけれども、前にも図書館のあり方を検討したときに、リースを全面的に入れかえると費用がすごくかかってとか、そんなような話題が出たことがあ

るような気がしたのですが、今入っている機器というのはいつまでで、例えば、今後大幅に入れかえる必要があるとかないか、その辺の状況はどうでしょうか。

副参事（中央図書館長）

現行使用しておりますシステムにつきましては、今後3年間延長して継続して使用いたします。その時点でリプレースという形にいたしますので、今回大幅な改正ということはいたしません。平成26年度まで想定しておりますが、この時点で、できればですけども、新しい機能を追加するなどシステムの改修はいたしたいと考えております。

大島委員

図書館というものについては、区民の中には大変思い入れが強い方も結構いらして、文化水準を映す鏡であるとか、文化のかなめであるとか、非常に大事なものだというふうに思っている方もたくさんいると思うのです。そういう意味で、区が直接運営しないということへの不安をお持ちの方もいるかもしれないと想像するのですけれども、今のご説明の中にもあるように、指定管理者になったからといってサービスが低下したり、文化的水準が落ちるということではなく、逆に、例えば館長も常勤であるとか、専門性を持った司書のいる割合も確保するとか、さらにそれにプラスしていろいろ創意工夫を持った企画なども期待できるとかいうようなことを考えますと、むしろ指定管理者にやってもらったほうが全体的な区民サービスが向上するのではないかなというふうに私も期待しておりますので、これはいいことではないかなというふうに思っております。

山田委員長

ほかの地域で指定管理者を導入してやっているところはどのくらいあるかわかりますか。

副参事（中央図書館長）

現在把握しておりますところでは、23区中10区までが何らかの形で指定管理者制度を導入いたしております。

山田委員長

中野区でもいろいろな部署で指定管理を導入して効率化を図っているところがあって、おおむね良好に運営しているかと思っておりますので、冒頭ありましたように、民間事業者の柔軟な企業経営力といいますか、それを活用しての住民サービスの向上というのは大きな目的としてはいいことではないかなと思っておりますし、一つの例としての、開館時間とか休館日が少なくなるとか、そういった具体的な案も示されておりますので、指定管理者導入についてはこの予定どおり進められてもよろしいのではないかと私は思います。

ほかにご意見、ご発言ございますでしょうか。

(発言する者なし)

山田委員長

それでは、「中野区立図書館への指定管理者制度の導入について」は、関係条例の一部改正手続が必要になるため、条例改正については改めて今後の定例会で議案として審議することとなります。事務局は、本日の協議内容を踏まえて準備をお願いいたします。

次に、協議事項4番目、「今後の校外施設のあり方(案)について」の協議を進めます。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

副参事(学校・地域連携担当)

お手元にごございます今後の校外施設のあり方(案)に関する資料に沿いましてご説明をさせていただきます。

まず、1枚目でごございますけれども、10月21日に当委員会でご協議いただきまして、「あり方(案)」につきまして、ご覧のとおり、中学校、小学校、各PTA連合会を初め、各保護者の方等にご説明をさせていただきました。この内容をまとめた資料でごございます。

「主な意見等の概要」につきましては、常葉少年自然の家の廃止、また臨海学園の廃止についてはやむを得ないというようなご理解をいただいているところでございます。また、ご意見として多く出されましたのが、体験学習選択制でありますとか、海での体験学習事業、これからの新たな展開の内容についてご質問を多くいただいたということで、この「あり方(案)」につきましては一定のご理解をいただいたというふうに事務局のほうでは思っているところでございます。

また1点、意見の下から2番目にごございますが、臨海学園について継続してほしいというようなご意見も保護者説明会の中でいただいているところでございます。こちらのほうから(案)についての考え方等をご説明する中でご納得をいただいているというふうに思っているところでございます。基本的に、内容につきまして特段の修正は行わず、この「あり方(案)」について今後決定をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2枚目に、「今後の校外施設のあり方(案)について」ということで、前回ご協議いただいた内容から幾つか文言の整理をさせていただきましたが、大幅な変更がなく、前回ご協議いただいた内容に沿いまして今後決定をしていきたいというふうに思っているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、本日ご協議をいただきまして、その内容に沿った形で一定の修正等を加える中で、1月下旬に決定をしまいたいというふうに思っているところでございます。また、この「あり方(案)」に基づきまして、条例の一部改正等が必要になってまいりますので、その手続につきましては、区議会第1回定例会の中で議案として提出して決定をしまいたいというふうに思っているところでございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

高木委員

「主な意見等の概要」の4番目に「体験学習選択制の候補地の選択において、放射線の数値が高い場所を外すなどの処置をしてほしい」というのがあると思うのです。普通に考えて、高いところは選ばないと思うのですけれども、何をもって高いかというのは人によってかなり違うので、差しさわりがあれば具体的な地名とかは出さなくても結構ですが、例えば「これぐらい以下の放射線にしてほしい」とか、「この地域は外してほしい」とか、そういう具体的な意見があったのか。それとも、特に具体的ではない話だったのかを教えてくださいいただければと思うのです。

あと、それに対してどういうふうに対応していくのか。意見を言った方は、自分の意見が伝わったと思っているので、その結果として、教育委員会が選択したものがその人の感覚で言うと放射線が高いと思われる地域だと、「あのとき言ったのに」となって、そこでそごが生まれてしまうので、そこら辺もちょっとお聞かせ願いたい。

副参事(学校・地域連携担当)

このご意見は、特定のどこがというようなお話ではございませんでした。私どものほうのご回答といたしましては、国とさまざまな機関が発表しているデータ等も考慮しながら考えていきたいということでお話しさせていただきました。また、選択制という形で場所を選んでいく場面では、最終的には学校のほうが選択するわけなのですけれども、それにつきまして保護者様といろいろご協議しながら進めるということで、そういったところで候補地については検討していくということでお話をさせていただいたところでございます。

高木委員

了解しました。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

この校外施設のあり方に関係して、大きなところはやはり夏季学園の廃止ということではないかと思うのです。長年私たちも、子どものころから、夏休みにはどこかに行くというのが何となくすり込まれていまして、夏になったらこんなところに学校のお友達とみんなで行けるということでの宿泊行事というものを子どもたちが楽しみにしていた経過もあるのですが、23年度をもって廃止し、学校における学習や多様な活動機会の確保とある。具体的には海での体験学習というものが打ち出されてはいるのですけれども、夏休みの過ごし方について指導室のほうはどのようなことをお考えでしょうか。

指導室長

今回、夏季施設がなくなるわけですが、ご案内のように、これは教育課程に位置づくものではなく、自由参加というものが原則でございました。ただ、夏休み、学校もいろいろ工夫をしております、現在でも補習ですとか、PTAと連携して体験的な活動も数多くやっているところがございます。逆に、そういうものがやりやすくなるのではないかなというふうに考えております。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

大島委員

今回の「あり方(案)」の骨子を言うと、常葉少年自然の家は廃止し、軽井沢少年自然の家は引き続き夏も利用するけれども、スキー学習等も含めてなるべく冬も利用するように進めるということ、それから、岩井の臨海学園は廃止し、それにかわるものとして、何か海での体験学習の場を新たに設けるというようなことかと思うのです。これについては私もおおむね賛成しております。常葉少年自然の家については、長年行ってきたものですし、それが所在しております福島県田村市には全面的にバックアップしていただいて、運営にもご協力いただいているので、そのことを考えると、廃止してしまうことは非常に残念でもあり、申しわけないという気持ちもあるのですけれども、田村市との提携関係は別個また今後も継続するということですし、常葉少年自然の家自体は廃止することはやむを得ないかなというふうに思っております。

全体の案としては、そんなわけで大体よろしいのではないかなというふうに私は思っております。

山田委員長

私たちも何回か話し合った中で、中野区の校外施設として残されるであろう軽井沢少年自然の家については、区民が利用するためのニーズに沿ったものに少しずつリニューアルしていかなければいけないだろうと。冬季の利用も含めてということになるかと思えますけれども、その辺はお金のこと絡みますからいろいろ問題はあるかと思えます。ぜひ区民のニーズに合った施設として幅広く使えるように、今後も、私たちもいろいろなご提案をしますし、区としてもいろいろなことをご検討いただければありがたいなと思えます。

ほかにご意見よろしいですか。

(発言する者なし)

山田委員長

それでは、「今後の校外施設のあり方（案）について」につきましては、本日の協議事項を踏まえまして、事務局で所要の修正を加えた後で決定をしていただくようお願いいたします。

次に、協議事項の5番目、「中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」の協議を進めます。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。

今回一部改正のご協議をお願いしたい規則は、中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則でございます。

まず、2「中野区立学校設備使用規則の一部改正について」でございますが、改正する理由としましては、区立学校の附属設備の使用料。これは、行政財産使用料条例の一部を改正する手続といたしまして、11月18日の委員会で議決いただき、その後条例改正された、そのことを受けての規則改正でございます。この条例で新たに加えられましたのは、附属設備として体育館の冷暖房設備を使用する場合、小学校体育館の場合1回700円、中学校体育館の場合1回1,000円、中学校の小体育館の場合1回300円という内容でございます。

本規則における主な改正内容は、資料別添1の新旧対照表をご覧いただきたいのでございますけれども、第4条の「使用の許可」の規定に附属設備を加えるものでございます。

また、新たに減免規定といたしまして別表第2を設け、区が事業を実施する場合ほか三つの事由について免除としたものでございます。

また、附則のところで施行予定を平成24年7月1日とするものでございます。

なお、本規則中にも規定してございます地域生涯学習館についてでございますが、現在、区の事業見直し案の中で今年度いっぱい廃止という中身で検討しているところでございます。正式に廃止を決定した場合には、規則中から削除しなくてはならないこととなります。その時期ですけれども、施設の使用申請書の受理期間が2カ月前からとなっているため、1月中に改正しなくてはならないこととなります。本日の段階では、地域生涯学習館廃止が正式に決定されていないため、今回の改正案の中でお示ししてございませんけれども、正式決定された場合には、1月27日の委員会で、今回の案に加えましてその旨の規則改正もお諮りしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3「中野区立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」でございます。改正理由につきましては、まず一つは、温水プール開放使用料を改定するためでございます。二中、九中の温水プールにつきましては、区全体の施設使用料の見直しの一環として、積算結果に基づいて料金を改定するものでございます。

2点目は、先ほどと同様、区立学校の附属設備の使用料を条例で定めたためでございます。

主な改正内容といたしましては、別添2の新旧対照表をご覧ください。

まず附属設備の関連では、第10条におきまして、附属設備の使用料を条例に定めるところによるとした上で、別表3においてその具体的学校と附属設備を定めております。第11条では、使用料の減免について、別表第6の減免事由に当たる場合、免除と規定してございます。

次に、温水プールの関連で言いますと、別表第4に規定しておりまして、個人利用では、今回積算後も変化がございませんでしたけれども、団体でプール全体を貸し切るときは400円引き上げまして4万2,200円、1コースごとの貸し切りでは100円引き上げまして7,500円とするものでございます。

附則のところをご覧くださいますと、施行時期については平成24年7月1日、ただし、その時点で既に使用の承認を受けているものにつきましては従前どおりとするとしてございます。

なお、本規則につきましても、地域生涯学習館に関する規定がございます。廃止が決定

した場合には、その事項も含めた改正をお諮りしたいと思っております。

説明は以上でございます。

山田委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

区立学校の附属設備である冷房・暖房について料金を定めたということと、区の条例に基づいて温水プール等の使用料が少し変わるということでございますが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

山田委員長

それでは、「中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」は、今後の定例会で改めて議案として審議いたします。事務局は、本日の協議内容を踏まえて準備をお願いいたします。

それでは、次に、協議事項1番目の「区立小中学校再編計画の改定について」の協議を進めます。

山田委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項の「区立小中学校再編計画の改定について」は、具体的な学校名を挙げて協議を行うことが想定されます。公開の教育委員会の場で確定していない学校名を挙げて協議を進めますと、区民に対する影響は非常に大きいと考えられ、また、そのことによって公正な審議が保てないことも考えられます。したがって、本日の協議も地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき非公開とし、その会議録については、再編計画の素案が発表されるまでの期間、非公開としたいと存じますが、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

それでは、全員賛成なので非公開といたします。

(以下非公開)

(平成24年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

山田委員長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

副参事（学校再編担当）

それでは、お手元の資料、「区立小中学校再編計画の改定協議における主な意見等について」、ご説明をさせていただきます。

これまで、平成23年11月4日開催の教育委員会第31回定例会から5回にわたり、区立小中学校再編計画の改定についてご協議いただいていたところでございますけれども、そこでの主な意見について、それぞれの課題項目ごとに記載させていただいております。

まず最初に、「小中学校間の連携」でございます。学校教育の充実、あるいは小学校から中学校への円滑な接続のため、できる限り小・中学校の通学区域の整合性を図っていくこと、また、小学校については、現在の通学区域を基本にしつつ、1中学校に3小学校程度の通学区域として、中学校区での小中連携や地域とのつながりを念頭に通学区域の整合性を図るといったものでございます。

次に、「地域等連携」では、教育基本法に規定されている相互の連携及び協力を踏まえ、学校・地域・家庭の三位一体による教育力向上といたしまして、それぞれの教育力を最大限に発揮することによりまして、質の高い中野の教育を推進していくこと、また、学校再編の効果といたしまして、地域に根ざした教育を目指して中野区版コミュニティ・スクールを推進し、教育委員会としてもこれを支援していくといったご意見がございました。

「適正規模の確保」では、依然として少子化の現状に変化はなく、区における児童・生徒数の減少傾向と、既に学校の小規模化が進んでいる状況から、引き続き一定規模の学校とするために必要な学校再編は行っていくこと、具体的には、適正な規模といたしまして、小学校18学級（学年3学級）程度で、少なくとも12学級（学年2学級）、中学校15学級（学年5学級）程度で、少なくとも9学級（学年3学級）とするといった内容でございます。

次に、学校内の特別支援学級、キッズ・プラザの設置の関係では、統合対象校にある特別支援学級の統合後の取扱いと、キッズ・プラザの全小学校への設置について、課題とその調整の必要性について意見がありました。

次に、「学校施設の改善・教育環境の整備」の協議では、具体的に、売却予定の国有地等については、学校での利活用前提の場合に取得が望ましいこと、また、今回の改定については、校舎の改築や財政的な視点も視野に入れて、教育的な観点から検討していくべきとのこと、また、最後には、中後期の再編計画は、適正規模もあるが、こうした校舎の改

築やその財源などのことについてもしっかりと区民に説明していく必要があるといった内容が、これまでの協議での主な意見等となってございます。

私からの資料の説明は以上でございます。

山田委員長

では、一たん休憩をいたします。

午前 11 時 26 分休憩

午前 11 時 27 分再開

山田委員長

今の資料のご説明につきまして、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

高木委員

「地域等連携」の2番目、「学校再編の実施による効果として、地域に根ざした教育を目指すということから、統合新校では中野区版コミュニティ・スクールを推進し、教育委員会としても取り組みの支援をしていく」は、このとおりののですが、多分私が言ったことだと思うのですけれども、もうちょっと厳密に言うと、学校再編がただの数合わせではないということで、文部科学省の方針にもあるような、しかもコミュニティ・スクールの要件がかなり弾力化されて、例えば人事については注文をつけないようなコミュニティ・スクールも可だよということで、地域・学校・家庭の三位一体ということですから、中野区版コミュニティ・スクールを提案しましょうと。その中で、多分、統合新校になると思うのですが、いきなり全部やるのではなくて、モデルスクールみたいなものをしていきたいと思いますということですので、統合新校だけがコミュニティ・スクールになるということではなくて、中野なりの地域・学校・家庭の三位一体のあり方を中野区版のコミュニティ・スクールということでお示しするのがいいのではないですかというつもりで言ったところです。私の意見としてはこういうことなので、そのところを補足させていただければと思います。

あと、「特別支援学級・キッズ・プラザ」の設置のところは、まさにこのとおりののですが、旧沼袋小学校にありましたのびのび教室が学校再編の過程でちょっと右往左往してしまって、関係の方も非常に困惑したというのがありますので、取り扱いの課題というか、推進の仕方というのが今回原案で出ていますので、学校再編との連携を、もちろんこれだけではなくて、施設のこととかも含めて、もう少し広い視野で教育委員会として計画を立てていく必要があるなというところを押さえておく必要があるかなと思ったとこ

ろです。別に反対ではありません。

山田委員長

今の「中野区版コミュニティ・スクールを推進し」というのはよろしいと思うのですが、
れども、「統合新校だけではなく」という意味ですから、「統合新校を中心として」とか、
そういった言葉が必要なのかなと思います。

今の特別支援のところ、特別支援学級の設置と特別支援教室のこととの整合性をどう
するかということがあるかだと思います。言葉の意味でありますけれども、広い意味では「特
別支援学級」ということでありますが、「特別支援教室」ということが実際に出てきてい
るので、その辺はどのように調整するのかということではないかなと思います。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

飛鳥馬委員

意見だからこれでもいいのかもしれませんが、「小中学校間の連携」というところ
の三つ目の「・」でしょうか、ここの最後のところだけが「通学区域としていくべきだ
と思う」と書いてあるのです。ちょっときついので、意見だからどこまで出すかわかりま
せんけれども、地域に出すとすれば、「望ましい」とか、もうちょっと、「べきだと思う」
という表現でよろしいかどうかというのが1点あります。

それから、今、高木委員が言われたコミュニティ・スクールのことです。中野区版とい
うことでよろしいかと思うのですが、どうしても通学区域等の関係が出てくると思うので
す。通学区域が余りバランスがとれていないと、コミュニティといっても、地域の人にな
かなか協力してもらえそうもないという状況が出てくる。

再編をやって、新設校ができたとして、今できた学校はもとの名前だけ使っていて新し
い場所なのです。目と鼻の先にある子どもたちが違う中学校に行くのです。私たち、地域
に住んでいて、この学校を何とかしたいと思うのだけれども、「この子どもはどこの子
か」という感じで、自分の町会の子はだれもいないのです。だから、顔もわからない。心
が狭いわけではないのだけれども、つまりそういうこともあるだろうと思うので、学区域
のことを随分話してきましたけれども、できるだけバランスがとれて、地域の方に賛成し
てもらえるような、自分たちの学校だということが非常に大事なかなと。そんなことでお話
しました。

以上です。

山田委員長

では、よろしいですか。

(発言する者なし)

山田委員長

それでは、中野区立小中学校再編計画の改定に関する協議につきましては、これまで各委員から出た意見を踏まえて、事務局で基本的な考え方の案をつくっていただいて、それをもとにまた改めて協議を進めたいと思います。事務局は、基本的な考え方の案の作成をよろしく願いいたします。

山田委員長

以上をもちまして、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第1回定例会を閉じます。

午前11時35分閉会